



## 平成28年土地保有移動調査 調査票の記入について

個人の方は、問8以外の問いにお答え下さい。  
回答前に以下の①、②をご覧ください。

法人の方は、問7以外の問いにお答え下さい。  
回答前に以下の①、③をご覧ください。  
なお、法人には、法人格を有しない組織体・団体等を含みます。

**①個人・法人に共通の項目****【売却土地の所在地、地域区分、登記年月日、地目、面積】**

当内容については、登記情報を基にあらかじめ印字しておりますが、実際の内容と異なる場合には、二重線で訂正の上、余白部分に正しい内容をご記入下さい。

1回の取引で複数の土地(筆)を売却された場合、各筆の合計面積を印字していますが、所在地、地目については、代表地番の情報を印字しています。

所有権の一部(持分)を売却された場合、面積欄には、「登記情報の地積」に持分割合を乗じて算出した面積を印字しています。

また、売主が複数(共有者)いる場合、その代表者に本調査票をお送りしています。その場合、面積欄には、「登記情報の地積」に共有者全員の持分割合の合計を乗じて算出した面積を印字しています。

**【問4】**

「1. 購入」を選択した方のみ、購入時の土地代金の総額(建物等の代金を除く)をお答え下さい。正確な金額が把握できない場合はおおよその金額でも構いません。

単位(万円)未満は四捨五入し、1万円未満の場合は切り上げて「1」とお答え下さい。

なお、ビルやマンションの1室を購入した場合や建物等と一緒に購入した場合など、土地だけの購入代金が明らかでない場合には、 $[\text{販売価格} - \text{消費税額} \times \text{係数}^*]$ の計算により土地代金を算出のうえ、ご回答下さい(消費税は建物価格のみに課税されるため、この算式により土地代金が求められます)。

※消費税率の判断基準については、登記簿に記載されている所有権移転の売買日を基準日として、以下のとおり。

- ・平成元年3月31日以前：0% (係数=0)
- ・平成元年4月1日～平成9年3月31日：3% (係数=103/3)
- ・平成9年4月1日～平成26年3月31日：5% (係数=105/5)
- ・平成26年4月1日以降：8% (係数=108/8)

**【問6】**

利用形態が複数ある場合は、面積が最大のものを選択して下さい。

なお、取得した時に造成済みの土地でこれを転売するような場合は、選択肢8に該当します。

また、ゴルフ場などでも福利厚生施設として利用されていた場合は、「4. 社宅・グラウンド等の福利厚生施設」としてご回答下さい。

## [問9]

本問における「買換え」とは、今回調査対象土地を事業用地として譲渡し、他の事業用資産（土地のほか、建物や機械装置等の事業に供する資産を含みます。）を取得した場合が該当します。

また、事業用資産の買換えに該当された場合は、個人の場合「特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例制度（租税特別措置法第37条）」、法人の場合「特定の資産の買換えの場合の課税の特例制度（租税特別措置法第65条の7）」の適用の有無について、さらにお答え下さい。

両制度は、事業用資産の買換え時に、譲渡益について課税の繰延べ（繰延率70～80%）ができる制度です。

## ②個人のみ項目

※法人の方は、③をご参照下さい。

### [問1]

年齢は調査票到着時点での満年齢をお答え下さい。

### [問2]

複数の職業を兼ねている場合は、主たる職業をお答え下さい。主たる職業は、過去1年間の総収入額の最も多いもので決めて下さい。

### [問3]

サラリーマンの方は、平成27年分の源泉徴収票から、その他の個人の方は確定申告書から所得金額を把握することができます。

### [問7]

選択肢2は現金保有を含みます。該当するものすべてに○印をつけ、選択肢1～8の□欄の合計が10割となるように、1～10の整数でお答え下さい。

## ③法人のみ項目

※個人の方は、②をご参照下さい。

### [問2]

主たる業種をお答え下さい。（その他には、農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、電気・ガス・熱供給・水道業、金融業、保険業、公務が含まれます。）

主たる業種は、過去1年間の総収入額又は総販売額の最も多いもので決めて下さい。

### [問3]

調査票到着時点での資本金をお答え下さい。

### [問8]

選択肢2は現金保有を含みます。該当するものすべてに○印をつけ、選択肢1～8の□欄の合計が10割となるように、1～10の整数でお答え下さい。

※土地取引件数の多い法人には、調査票が複数枚送付されることがありますが、御協力の程お願い申し上げます。